

阿蘇市告示第 133 号

阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 12 月 6 日

阿蘇市長 佐藤 義興

阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部について、市が当該経費の一部を給付することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に定める者とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品、文房具等に要する費用（以下「日用品等に要する費用」という。）の給付の対象者は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者とする。
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用（以下「副食費に要する費用」という。）の給付の対象者は、法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園又は幼稚園が満 3 歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第 7 条第 10 項第 5 号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはイに該当する者又は

ウに掲げる施設等利用給付認定子どもがいるものとする。

- ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が 77,101 円未満である者
- イ 令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者
- ウ 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

（実費徴収額の範囲）

第 3 条 事業の対象となる実費（以下「対象実費」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）日用品等に要する費用の給付の対象実費は、前条第 1 号に該当する保護者の教育・保育認定子どもが法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育（以下「特定教育・保育」という。）、法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育（以下「特別利用保育」という。）、同項第 3 号に規定する特別利用教育（以下「特別利用教育」という。）、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育（以下「特例保育」という。）を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）とする。
- （2）副食費に要する費用の給付の対象実費は、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額とする。

（支給額）

第 4 条 市長は、この事業を実施するために必要な費用について、次の各号に掲げるとおりとし、支給額は、実際に徴収された額と当該各号に掲げる額とを比較して、少ない方の額とする。

- （1）日用品等に要する費用の実費徴収額 1 人当たり月額 2,500 円を上限とする。

(2) 副食費に要する費用に係る実費徴収額 1人当たり月額 4,500 円を上限とする。

(交付申請)

第5条 対象者は、実費徴収に係る補足給付費交付申請書（代理受領用）（様式第1号）により申請しなければならない。この場合において、次に掲げる施設及び事業者（以下「施設・事業者」という。）は、対象者に係る第3条各号に掲げる対象実費の徴収について、全部又は一部を免除することができる。

(1) 日用品等に要する費用については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を提供する施設及び事業者

(2) 副食費に要する費用については、特定子ども・子育て支援を実施する施設及び事業者

2 前項の場合において、施設・事業者（公立の施設・事業者を除く。）は、対象実費の免除に要した経費について、市から給付を受けようとするときは、実費徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書（代理受領用）（様式第2号）に次に掲げるもののうち必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 免除実績報告書（補足給付費交付対象園児に係る日用品等に係る実費の免除実績（様式第3号）

(2) 免除実績報告書（補足給付費交付対象園児に係る副食費の免除実績（様式第4号）

(3) 対象者が対象実費に係る物品の譲渡及び減免を受けたことを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる書類

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、対象者が実費徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書（償還払用）（様式第5号）により市長に申請を行った場合、その内容を審査の上、対象経費を給付するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、施設・事業者に対し阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業補助金交付決定通知書（代理受領用）（様式第6号）又は対象者に対し阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業補助金交付決定通知書（償還払用）（様式第7号）により交付の決定を通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、申請した内容に変更が生じた場合は、阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業補助金変更交付申請書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更の申請をした者が施設による代理受領により補助金の交付を受けているときは、阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業補助金交付決定変更通知書（代理受領用）（様式第9号）又は当該申請をした者が償還払いにより補助金の交付を受けているときは、阿蘇市実費徴収に係る補足給付費事業補助金交付決定変更通知書（償還払用）（様式第10号）により通知するとともに、施設に対して補助金の変更交付に関し必要な情報を通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第2条に定める対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （3） この要綱又は市長の指示した事項に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 前条の規定により交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、その金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。